

関市自治基本条例推進審議会の会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関市自治基本条例推進審議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 会長は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における言論に対して拍手又は言語をもって可否を表明しないこと。
- (4) 私語、談笑その他会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (5) その他会長の指示に従うこと。

(退場命令)

第5条 会長は、傍聴人がこの規程に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

附 則

この規程は、平成28年6月28日から施行する。